

第二号様式

(略)

農林水産大臣殿

備考 免許証に旧姓又は通称の併記の希望がある場合には、その旨記載する。
第三号様式

獣医師免許証

本籍(国籍)

氏

名

生年月日

右の者は、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第六条の獣医師名簿第 号に
登録され獣医師の免許を与えられた事を証する。

年 月 日

農林水産大臣

第二号様式

(略)

農林水産大臣殿

(新設)
第三号様式

獣医師免許証

本籍(国籍)

氏

名

生年月日

右の者は、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第六条の獣医師名簿第 号に登録さ
れ獣医師の免許を与えられた事を証する。

年 月 日

農林水産大臣

(新設)

第四号様式

(略)

農林水産大臣殿

(新設)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五号

農林水産省令第五号
商品先物取引法(昭和二十五年法律第百三十九号)第百二十二条第二号の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令
令和元年八月九日

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則(平成十七年 農林水産省 令第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第二(第四十八条関係)

改 正 後

商品取引所	商品市場	数量	上場商品構成品又は 上場商品指数の種類	数量
株式会社東京商 品取引所	(略)	(略)	(略)	(略)
エネルギー市場	(略)	六百枚	ガソリン	五十枚
			灯油	五十枚
			軽油	五十枚

別表第二(第四十八条関係)

改 正 前

商品取引所	商品市場	数量	上場商品構成品又は 上場商品指数の種類	数量
株式会社東京商 品取引所	(略)	(略)	(略)	(略)
石油市場	(略)	六百枚	ガソリン	五十枚
			灯油	五十枚
			軽油	五十枚

農林水産大臣 吉川 貴盛
経済産業大臣 世耕 弘成

		原油	五十枚
		電力	二十枚
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

告 示

公正取引委員会 庁告示第八号

○消費者 庁告示第八号
不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、輸入ビールの表示に関する公正競争規約（昭和五十七年公正取引委員会告示第五号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
令和元年八月九日

公正取引委員会委員長 杉本 和行

消費者庁長官 伊藤 明子

一 日本洋酒輸入協会（理事長 松沢 幸一）の申請に係る輸入ビールの表示に関する公正競争規約の一部変更を令和元年七月十二日付けで認定した。

二 規約に係る事業の種類

輸入ビール販売業

三 規約の内容

別記のとおり変更する。

四 認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

輸入ビールの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあつては「変更部分」と、変更後の欄にあつては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

(一) 変更部分及びそれぞれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

	変 更 後	変 更 前
(目的)	変 更 後	変 更 前
第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、輸入ビールの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者の自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、輸入ビールの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、輸入ビールの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

		原油	五十枚
		[新設]	[新設]
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規約で「輸入ビール」とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第2条に規定する酒類のうち、同法第3条第12号に規定する酒類であつて輸入されたものをいう。
2～4 (略)

(必要な表示事項)

第3条 事業者は、輸入ビールの容器又は包装に次に掲げる事項を、それぞれ輸入ビールの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、見やすい場所に邦文（算用数字及び慣用記号を含む。）で明瞭に表示しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 原材料名
- (3) (略)
- (4) 内容量
- (5) (略)
- (6) 保存の方法
- (7) 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- (8) 輸入業者の営業所の所在地及び輸入業者の氏名又は名称
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)
- (12) (略)

(定義)

第2条 この規約で「輸入ビール」とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第2条に規定する酒類のうち、同法第3条第12号に掲げる酒類であつて輸入されたものをいう。
2～4 (略)

(必要な表示事項)

第3条 事業者は、輸入ビールの容器又は包装に次に掲げる事項を、それぞれ輸入ビールの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、見やすい場所に邦文（算用数字及び慣用記号を含む。）で明りように表示しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 原材料
- (3) (略)
- (4) 容器の容量（内容量）
- (5) (略)
- (6) 保存方法
- (7) 事業者の氏名又は名称及び所在地
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)